

## 御質問への回答及び補足

## 1 認定農業者について【資料3 5ページ】

## (1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者。認定農業者は、経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金）、融資制度、税制支援などを受けることができます。

※農業経営改善計画：市の基本構想に示された農業経営目標に向け、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画

## (2) 本市の認定農業者数の推移

基準値（平成30年）：4人→実績値（令和5年度）：4人

## 2 創業支援を受けた創業者数について【資料4 7ページ】

## (1) 創業支援

- 商工会、瀬戸信用金庫、日本政策金融公庫で実施している相談など
- 創業セミナー

## (2) 創業支援を受けた創業者数

年度中に上記(1)の創業支援（相談やセミナーへの参加）を受けた方の内、創業した方の数

## (3) 基準値（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の内訳

- |                |   |       |
|----------------|---|-------|
| ➤ 商工会：3人       | } | 合計36人 |
| ➤ 瀬戸信用金庫：4人    |   |       |
| ➤ 日本政策金融公庫：25人 |   |       |
| ➤ 創業セミナー：4人    |   |       |